

(旧唐津市対象)大規模集客施設等への時短要請協力金に関する

よくあるお問い合わせ

目次

<時短要請概要について>	2
Q.対象となる区域はどこですか?	2
Q.要請内容はどういったものですか?	2
<時短要請の対象等>	2
Q.対象となる施設はどのようなものですか?	2
Q.時短要請対象施設の面積の考え方を教えてください。	3
Q.県外の事業者も対象となりますか?	4
Q.大企業も対象となりますか?	4
Q.1,000㎡以上かどうかは何に基づいて判断しますか?	4
<協力金の対象要件等>	4
Q.終日休業した場合は対象になりますか?	4
Q.もともと20時まで営業している店舗も対象となりますか?	5
<協力金の金額について>	5
Q.協力金の申請はいつからで、いつもらえますか?	5
Q.テナント事業者等の管理把握分とは何ですか?	5
Q.特定百貨店店舗とは何ですか?	5
Q.協力金は所得税や法人税等の課税対象になりますか?	5
<協力金申請手続>	6
Q.営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)が分かる書類とはなんですか?	6
Q.届出者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか?	6
Q.虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか?	6

<時短要請概要について>

Q.対象となる区域はどこですか？

A. 旧唐津市（唐津市のうち浜玉町、七山村、巖木町、相知町、北波多村、呼子町、鎮西町、肥前町の旧町村域を除いた区域）です。

Q.要請内容はこういったものですか？

A.8月27日（金）から9月12日（日）の間、従来から20時以降も営業している 1,000㎡を超える大規模集客施設について、営業時間を20時までとすること、また、入場者が密集しないよう整理誘導等を行うことです。

<時短要請の対象等>

Q.対象となる施設はどのようなものですか？

A.制度上、対象となる施設は以下の 1,000㎡以上の施設とその一部を賃貸するテナント事業者等（20 時以降も営業しているもの）ですが、旧唐津市においては大規模小売店、ショッピングセンター、家電量販店、パチンコ店、ボウリング場が想定されます。

対象施設
映画館、プラネタリウムなど
ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ。オマージュ店、パチンコ店、ゲームセンターなど
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場など
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場など
ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など (食料品、医薬品、衛生用品、燃料等の生活必需品の販売店は対象外)

スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容

店、美容店、質屋、貸衣裳店、クリーニング店、銭湯・スーパー銭湯などは時短要請の対象外となります。

Q. 時短要請対象施設の面積の考え方を教えてください。

A. 考え方は以下のとおりです。なお、いずれも要請対象施設かどうかの考え方であり、協力金算定に関するものではありませんのでご注意ください。

(1) 基本的な考え方

施設敷地内に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が

1,000 ㎡超 → 時間要請対象

1,000 ㎡以下 → 時短要請対象外

(2) 1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合

それらの建築物の床面積を合計して

1,000 ㎡超 → 時短要請対象

1,000 ㎡以下 → 時短要請対象外

※1つの敷地内に複数の建物が存在する場合であっても、複数の施設で一体のサービスを提供している場合は、あわせて1つの施設として申請してください。

(3) 同一の敷地内に駐車場がある場合

立体駐車場の場合は建築物として合算します。建築物+立体駐車場が

1,000 ㎡超 → 時短要請対象

1,000 ㎡以下 → 時短要請対象外

※露天駐車場は合算しません。

(4) 施設管理者が存在するショッピングモールアウトレットモールなど

それぞれの建築物の床面積を合算します。例えば、建築物 A+建築物 B+建築物 C(生活必需品等提供のテナント)を合算し、

1,000 ㎡超 → 時短要請対象

1,000 ㎡以下 → 時短要請対象外

※生活必需品・サービスを提供するテナントについては、時短要請の対象ではありません。

(5) 百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し、複数のテナントが入居する店舗管理対象である店舗

全体が時短要請対象となります。要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えますが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えありません。

(6) ホテル・旅館等の集会の用に供する部分

客室、大浴場、テナント等の床面積は合算しません。集会場・宴会場等として機能するうえで必要な個所の床面積を合算します。ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等も合算し、1,000 m²を超える場合は時短要請の対象となります。

Q. 県外の事業者も対象となりますか？

A. 県内に店舗があれば、対象となります。

Q. 大企業も対象となりますか？

A. 対象となります。

Q. 1,000 m²以上かどうかは何に基づいて判断しますか？

A. 登記簿事項証明書(建物)、建築物確認申請書、大規模小売店舗立地法上の届出の写しなどに記載されている床面積で判断します。

<協力金の対象要件等>

Q. 終日休業した場合は対象になりますか？

A. 対象となります。

Q. もともと20時まで営業している店舗も対象となりますか？

A. 対象となりません。

<協力金の金額について>

Q. 協力金の申請はいつからで、いつもらえますか？

A. 申請は時短要請期間終了後からを想定しています。支払については申請から概ね1カ月程度を見込んでいますが、申請多数、書類不備の補正作業等によりお時間をいただく可能性がありますのでご了承ください。

Q. テナント事業者等の管理把握分とは何ですか？

A. 大規模集客施設において、テナント事業者等の管理把握に負担が生じていることを踏まえて、交付するものです。

Q. 特定百貨店店舗とは何ですか？

A. 1,000m²を超える百貨店等において、事業を営む店舗で、以下の要件をすべて満たすものをいいます。

- ・当該店舗の売上げが当該百貨店等に入ったん計上され、その後分配される場合・当該百貨店等から一定の区画の分配を受けている場合
- ・当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる場合

Q. 協力金は所得税や法人税等の課税対象になりますか？

A. 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については最寄りの税務署にご確認ください。

<協力金申請手続>

Q. 営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)が分かる書類とはなんですか？

A. 今回の営業時間短縮等要請に応じて、営業時間を変更したことがわかる看板や店頭貼り紙の写真、自社ホームページやチラシ、SNSの写しなどが考えられます。

Q. 届出者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 振込先の口座は本人の口座に限ります。

Q. 虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか？

A. 申請書の審査段階及び県民からの各種情報提供などにより、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金額を返還していただく等、厳正に対処します。